

重点支援区域について

令和 2 年（2020 年） 1 月

1 概要

公立・公的医療機関等の具体的対応方針が、2025 年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点支援区域の設定※を通じて、国による集中的な支援や助言を実施

※地域医療構想調整会議の合意後、県が申請し、国が選定

2 対象事例

- 複数医療機関の再編統合（機能分化・連携・転換、集約化等含む。）
- 再検証対象医療機関（全国 424 病院（R1.9.26 時点））以外の事例も対象

3 支援内容

(1) 財政的支援

重点支援区域での統廃合（廃止病院あり）を伴う病床削減（10%以上）を行う場合には、廃止病床 1 床あたりの補助（国 10/10、R2～）について、一層手厚く支援が行われる予定。（詳細厚労省検討中）

(2) 技術的支援

- ① 地域医療構想調整会議
 - ・ 地域の医療事情に関するデータ提供
 - ・ 依頼に基づき議論の場・講演会などへの国職員の出席
- ② 都道府県
 - ・ 関係者との議論を行う際の資料作成支援
 - ・ 依頼に基づき議論の場・住民説明会などへの国職員の出席
 - ・ 関係者の協議の場の設定

4 スケジュール

- 第 1 回目：1 月中を目途に国が選定
- その後、国による随時募集

※ 申請の前提として、当該区域の地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨の合意が必要